

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-517142(P2011-517142A)

【公表日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【年通号数】公開・登録公報2011-021

【出願番号】特願2010-537178(P2010-537178)

【国際特許分類】

H 04 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 5 4 6

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コーディネータノードと、リーフノードのセットとを含むネットワークにおいて通信するための方法であって、

スーパーフレームは、アクティブ期間、および前記アクティブ周期に続く非アクティブ期間を含み、前記アクティブ期間は、第1の競合アクセス期間(CAP-1)と、前記CAP-1に続く第1の非競合期間(CFP-1)と、前記CFP-1に続く第1のグループ確認応答(GACK-1)と、前記GACK-1に続く第2のCFP-2と、前記CFP-2に続く第2のGACK-2と、前記GACK-2に続く第2のCAP-2とを含み、各前記CFPは、各前記リーフノードに割り当てられた保証タイムスロット(GTS)を含み、前記コーディネータノードから前記リーフノードのセットに、前記スーパーフレームを定義するビーコンを周期的に送信することと、

各前記リーフノードによって、各前記CFPの間の、該リーフノードに割り当てられた前記GTSの間にのみ、前記コーディネータノードに送信することとを含む方法。

【請求項2】

前記GACK-1は、前記CFP-1内で、前記GTSにおけるいずれの送信が失敗または成功したかを示し、前記GACK-2は、前記CFP-2内で、前記GTSにおけるいずれの送信が失敗または成功したかを示す請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記CFP-2は、失敗した前記送信のためのGTSを提供する請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記CFP-2は、前記CFP-1内に失敗した送信が存在する場合、アラートメッセージのためのGTSを提供する請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記アクティブ期間は、前記CAP-2に続く第3のCFP-3、および前記CFP-3に続く第3のGACK-3をさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記ビーコン送信周期は、スーパーフレーム間隔の整数倍に等しい請求項1に記載の方

法。

【請求項 7】

前記スーパーフレームのアクティブ間隔は、複数の C A P 間隔を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記スーパーフレームのアクティブ間隔は、複数の広範な C F P 間隔を含む請求項 1 に記載の方法。